

障がいをお持ちの人には障がいの種類や程度に応じて、申請により障害者手帳が山口県から交付されます。

障害者手帳が交付されると、障がいの種類や程度に応じた福祉サービスを利用することができます。

申請窓口は、いずれも障害福祉課、山陽総合事務所市民窓口課、埴生支所です。申請に必要なものなど詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。



●身体障害者手帳

◎対象 身体機能に障がいのある人（児童を含む）

◎障がいの種類 視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声・言語またはそしやく機能障がい、肢体不自由、内部障がい（心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい）

◎障がいの程度 1～7級（手帳交付の対象は6級まで）

※申請には指定医師の診断書等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

●療育手帳

◎対象 知的障がいのある人（児童を含む）

◎障がいの程度 A（重度）、B（その他）

※事前に18歳以上の人は知的障害者更生相談所（☎ 083-922-7511）で、18歳未満の人は宇部児童相談所（☎ 39-7514）で判定を受けていただく必要があります。

●精神障害者保健福祉手帳

◎対象 精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人（児童を含む）

◎障がいの種類

統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病、その他の精神疾患のすべて（知的障がいは除く）

◎障がいの程度 1～3級

※申請には指定医師の診断書等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■障がい福祉のしおりをご利用ください

上記の手帳や各種福祉サービス、障害福祉サービス事業所一覧などについて詳しくまとめた「障がい福祉のしおり」を障害福祉課、山陽総合事務所市民窓口課、埴生支所、南支所、公園通出張所に備えています。ぜひご利用ください。

